

葛飾区内の
介護サービス
事業所さまへ

葛飾区介護サービス事業所等 外国人介護人材雇用定着事業

新規事業の
ご案内！

①葛飾区外国人介護人材支援事業

外国人介護人材を雇用する葛飾区内の介護サービス事業所等が業務マニュアルを翻訳又は外国人職員が研修を受講し、その費用を負担した場合に、助成金を交付します。

対象となる事業	上限額	補助率
介護技術の向上に資する研修	120,000 円	10/10
コミュニケーション能力の向上を目的とした日本語研修	102,000 円	
業務マニュアル翻訳	120,000 円	

対象となる職員の要件

- ① 申請時に対象の職員が勤務しており、勤務の継続が見込める状態であること。
- ② 申請年度の4月1日以降に研修を修了又は翻訳委託を完了していること。
- ③ 他の制度による助成を受けていないこと。

②葛飾区外国人介護人材用 ICT 機器等購入費等助成事業

外国人介護人材を雇用する葛飾区内の介護サービス事業所等が ICT 機器を購入又はレンタルした場合に助成金を交付します。

対象となる事業	上限額	補助率
タブレット端末等購入又はレンタル	100,000 円/台	10/10
翻訳機等購入又はレンタル	50,000 円/台	

※1 事業所当たり申請年度において5翻訳機器等まで、1人の外国人職員につき1回限り。

対象となる職員の要件

- ① 申請時に対象の職員が勤務しており、勤務の継続が見込める状態であること。
- ② 他の制度による助成を受けていないこと。

まずはお気軽にご相談ください！

葛飾区福祉部介護保険課管理係

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1
(区役所 2 階 201 番窓口)

電話：03-5654-8246

申請をご検討の場合、まずはメールでご連絡ください。
担当から折り返しご連絡いたします。

Email : 073000@city.katsushika.lg.jp

葛飾区外国人介護人材支援事業

申請に必要な書類

(1) 介護技術の向上に資する研修・コミュニケーション能力の向上を目的とした日本語研修

- ① 葛飾区外国人介護人材支援助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 対象人材に係る就労証明書（第2号様式）
- ③ 対象となる研修の修了証明書（コピー可）
- ④ 研修に要した費用がわかる領収書（コピー可）
- ⑤ 対象となる職員が費用を立て替えて支払った場合、職員が事業所から支払いを受けたことが確認できるもの（任意様式）
- ⑥ 対象となる職員の本人確認書類（在留資格認定証明書等、氏名・生年月日・住所・在留資格が記載されたもの。コピー可）

(2) 業務マニュアル翻訳

- ① 葛飾区外国人介護人材支援助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 対象人材に係る就労証明書（第2号様式）
- ③ 業務マニュアル翻訳委託完了後の成果品の写し
- ④ 業務マニュアル翻訳委託に要した費用がわかる領収書（コピー可）
- ⑤ 対象となる職員の本人確認書類（在留資格認定証明書等、氏名・生年月日・住所・在留資格が記載されたもの。コピー可）

葛飾区外国人介護人材用 ICT 機器等購入費等助成事業

申請に必要な書類

- ① 葛飾区外国人介護人材用 ICT 機器等購入費等助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 見積書又はその内訳が分かる資料の写し
- ③ 対象従事者（外国人職員）に係る就労証明書（任意様式）
- ④ 対象従事者の本人確認書類（健康保険証・運転免許証等、氏名・生年月日・住所が記載されたもの）の写し